

特定建設作業一覧表

騒音規制法	振動規制法	三郷市公害防止条例
<p>1 くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業は除く)</p> <p>2 びょう打機を使用する作業</p> <p>3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)</p> <p>4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力が15Kw以上)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)</p> <p>5 コンクリートプラント(混練容量0.45m³以上)又はアスファルトプラント(混練重量200Kg以上)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)</p> <p>6 バックホウを使用する作業(定格出力80Kw以上、ただし環境省長官が指定するものを除く)</p> <p>7 トラクターショベルを使用する作業(定格出力70Kw以上、ただし環境省長官が指定するものを除く)</p> <p>8 ブルドーザーを使用する作業(定格出力40Kw以上、ただし環境省長官が指定するものを除く)</p>	<p>1 くい打機(もんけん及び圧入式を除く)、くい抜機(油圧式を除く)又はくい打くい抜機(圧入式を除く)を使用する作業</p> <p>2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</p> <p>3 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)</p> <p>4 ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)</p>	<p>1 アースオーガーとあわせてくい打機を使用する作業</p> <p>2 インパクトレンチを使用する作業</p> <p>3 コンクリート圧送作業</p> <p>4 振動ローラ及びびらんマを使用する作業</p> <p>5 電動工具を使用するはつり作業及びコンクリート仕上作業</p> <p>6 コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る最大距離が50mを超えない作業に限る。)</p> <p>7 動力源として発電機(10Kw以上のものに限る。)を使用する作業</p> <p>8 原動機を使用する整地作業(1,000m²以上のものに限る。)</p>
<p>(1)作業の開始の日の7日前までに、届出をすること。(2)届出義務者は、元請負人であること。(3)届出書に、付近の見取図、工事工程表等を添付し、正副2部提出すること。</p>		
<p>三郷市 クリーンライフ課 環境保全係 電話048-930-7716(直通)</p>		